

内容

- 1. 養子縁組と血縁をめぐる議論
- 2. 養子縁組と代替選択肢
- 3. 養子縁組が選択/排除されるプロセス
- 4. 考察

1. 養子縁組と血縁をめぐる議論

- 「後期」近代論:「親子関係は血縁にこだわっていく」「親子 関係は血縁にこだわらなくなっていく」という二つの相反する 主張
 - 親密な関係性の純粋な関係への変容(Giddens 1995=2006)
 - 家族・親子関係の血縁へ回帰(Giddens 1991=2005; Young 1999=2007)
- 家族社会学:「親子関係は血縁にこだわっていく」「親子関係は血縁にこだわらなくなっていく」という相反する指摘
 - 家族形態 = 家族意識という前提に立った「非血縁親子 = 血縁にこだわらない」「血縁親子 = 血縁にこだわる」という枠組み

- 養子縁組という概念:血縁という概念を基盤にして成り立っている関係的な概念 (Modell 1994)
 - 血縁関係のない者の間に人為的に親子関係をつくるのが養子縁組
 - 血縁という概念が存在しないところでは、養子縁組は意味をなさない
- ゆえに、養子縁組に関する議論においては血縁という概念がクローズアップされる
- 血縁に対する意識により養子縁組のあり方が左右され、逆に養子縁組のあり方から血縁に対する意識が析出できると考えられてきた

- 戦後、未成年養子縁組が減少していることから、親子における 血縁意識について、さまざまな解釈と主張がなされてきた
 - 実子もしくは親族にこだわる日本人の血縁意識が養子縁組を阻害する 要因である
 - 「日本人は家の存続を重んじ、血縁関係に重点をおく」(松本 1977: 6)
 - 「血と先祖を重視する態度が蔓延している」(Hayes & Habu 2006=2011: 77)
 - このような主張には、さらに二種類あり
 - ①日本では近年になって血縁意識が強まったという主張
 - ②日本では伝統的に血縁意識が強いという主張

- ・主張の錯綜⇒分析対象と指標の違い
 - ・制度か実態か?
 - 原則か例外か?

対象	指標		
	養子縁組しない	養子縁組しない	
家	同姓と養子縁組する	異姓と養子縁組する	
	血縁を擬制する	血縁を擬制しない	
近代家族	養子縁組しない	養子縁組する	
	↓	↓	
	血縁意識が強い	血縁意識が弱い	

- 「養子縁組する/しない」という指標
- 「養子を取らない=血縁にこだわる」「養子をとる=血縁にこだわらない」という解釈図式
- ◆ 未成年養子縁組数の減少から戦後になって血縁に対する志向性が強まったという解釈(柏木 2001;庄司・益田 2001;竹井 1999)
- 行為から意識の存在を解釈することは社会科学の方法として正 しい(杉岡 1990: 12)
- 歴史比較や国際比較で使いやすい
- しかし、この解釈図式には問題点がある

問題点①トートロジカルな説明と傍証

• 血縁にこだわるから養子縁組を選択しないということを指摘しながらも、そこで 「血縁へのこだわり」は証明されず、結局、養子縁組が選ばれないという事実が 「血縁へのこだわり」の証左となっている

傍証・印象論

- 未成年養子縁組の減少に対する、血縁意識の強化以外の解釈
 - 人口学的要因(少子化による養子となる子どもの減少)
 - 家族形態の変化(核家族率の上昇)
 - 規範的要因 (家規範の弱化、子ども願望の弱化)
 - (生殖技術の登場)
- いくら傍証的にほかの統計や意識調査のデータの動向を提示しても、それが現実 の養子縁組の減少とどう関連しているのかを特定することは難しい
- 根拠の明らかでないものもあり、印象から述べられているものが多い(庄司・益田 2001)

問題点②当事者の意思決定プロセス

- 行為と意識を等値する解釈図式では「養子縁組する/しない」という結果に至るまでの当事者の解釈図式や意識が主題化されない
 - 「養子縁組をしたくない」(例えば血縁関係のない子どもを育てることへの 忌避感がある)のか?「養子縁組したくてもできない」(例えば制度が求め る養親の条件に合わない)のか?
 - 選択に至るまでに当事者が用いる〈血縁〉の多義性が捨象されてしまう
 - 養子縁組をすることと血縁にこだわらないことは完全に一致するのだろうか
 - 当事者がこだわっているとされる血縁とは一体何なのだろうか
- 当事者が養子縁組を選択する/選択しないプロセスと意識の変化、 背後にある当事者の選択に影響を与えている社会的文脈や人間関係 などの解明が必要

当事者を対象とした先行研究

- 不妊当事者の選好に着目して養子縁組が排除される理由を説明
 - 不妊治療を血縁、出産、遺伝子への選好の指標とし、養子縁組を愛情、養育への選好への指標として対立的に設定
 - 不妊治療を受けている患者は養子縁組より不妊治療を選好(浅井 2000; 柘植 1999)
 - ・ 不妊治療によって子どもがもてない場合、養子縁組よりも子どものいない人生を選好、養子縁組という選択肢に対して消極的(フィンレージの会 2000)
 - ⇒生殖補助医療という技術の登場が人びとの「血縁への欲望」を喚起(浅井 2000; 柘植 1999)
- ◆ →不妊当事者が採用する選択肢が変化するプロセスが分析されていない
- 実態としては養親の大部分は<mark>不妊治療を経験した後に養子縁組を選択する</mark> (家庭養護促進協会大阪事務所 1998)、不妊治療と養子縁組を対立的に 捉えて、不妊治療と養子縁組を選択する夫婦が全く別の選好をする夫婦と して捉えることには慎重である必要

- 不妊当事者がなぜ<mark>不妊治療から養子縁組に移行するのか/しないのか</mark>を明らかにするためには、不妊治療から養子縁組に移行するプロセスそのものを検証する必要
- 不妊当事者が不妊治療を経由して養子縁組を選択するまでのプロセスに着目した研究(森 2004; 安田 2005)
 - 不妊治療経験を止めて養子縁組に踏み切る場合、「周囲の偏見や差別を認識したうえで自分の思いを何度もふるいにかけ、その末に残った、子どものいる生活への想いや子育てしたいという気持ちが強く存在」(森 2004: 112)
 - 養子縁組を試みる人は厳しい養子縁組の条件という負荷を与えられることによって 「自分自身の『子どもが欲しい』という想いに向き合い、その真価を問い直す契機 が与えられ」(安田 2005: 218)、それらを乗り越えていく
 - →不妊当事者が養子縁組に至るまでに「血縁へのこだわり」を相対化し、子育て自体を目的とするような意識転換をすることを指摘
- ①養子縁組を選択しない人は血縁を重視する、②養子縁組を選択する人は子育てを重視する、という解釈図式

先行研究の盲点

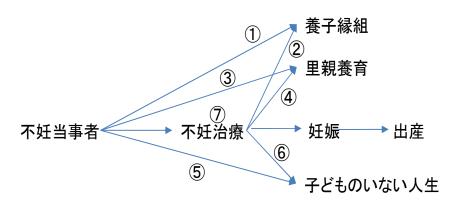
- 行為と意識の対応関係を前提とした解釈図式が主流
- 「血縁にこだわる」とされる意味内容が当事者の観点から明らかにされていない
- 不妊治療の内部での差異(夫婦間での不妊治療か、第三者の関わる不妊治療か)が区別されていない
- 養子縁組と不妊治療の二つの選択肢の比較しかなされておらず、子どものいない人生や里親との比較がされていない
- 選択を規定するほかの要因が分析されていない(野辺 2012a; 2012b)。
- ・※第三者が関わる不妊治療の第三者も親族か非親族かに区別でき、養子縁組も親族か非親族に区別できる。ただし、養子縁組を選択した事例のなかで、「親族間の養子縁組を考えたか」という質問に対して「考えた」と語った事例は0事例であった

- 先行研究のなかにある行為の結果と選好(意識)を等値するような解釈からはいったん離れて、従来の研究の解釈図式を再考
 - 選好と制約の両方について分析
 - 不妊当事者の選択には、不妊当事者の選好だけではなく、不妊当事者の状況(身体的 状況、精神的状況、経済的状況)、人間関係、制度が課す条件などが関わっている (野辺 2012b)
 - 代替選択肢も分析
 - 不妊治療、養子縁組、里親制度、子どものいない人生についても検討
- ・養子縁組した不妊当事者だけではなく、養子縁組しなかった不妊当事者も対象にし、不妊当事者が不妊治療、里親、子どものいるような手生など養子縁組の代替選択肢のなかで、最終的な選択肢至るまで、自己の選択に関してどのような意味づけを行い、さら口な意思決定プロセスに着目

2. 養子縁組と代替選択肢

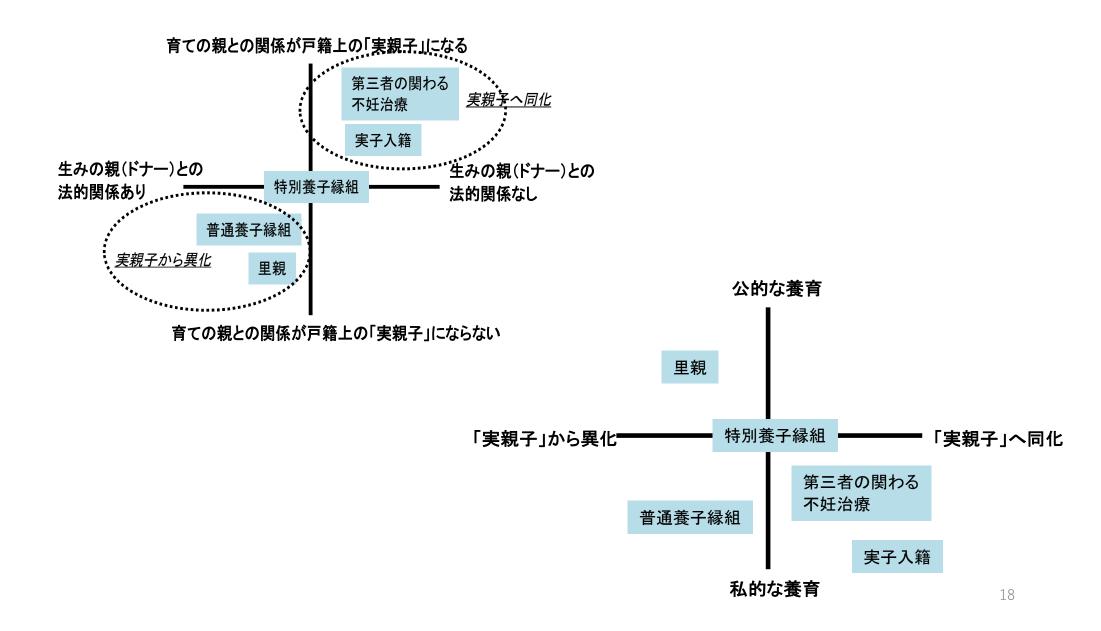
- 日本社会において、子どもが欲しい不妊当事者が取りうる選択肢:①(特別/普通)養子縁組、②里親制度、③不妊治療、④子どものいない人生
 - 1980年代以前は不妊当事者にとって選択できる選択肢は、普通養子縁組、里親、人工授精 (AIH・AID) などしか存在していなかったが、1980年代以降には特別養子縁組が立法化され、体外受精・顕微授精という新しい技術も臨床化された
- 4つの選択肢は一つを選択するとほかの選択肢が選べなくなる<mark>排他的な選</mark> 択肢であるとは限らない
- 複数の選択肢が組み合わされ一連のステップのなかで順番に経験されることも可能
- →競合関係になると同時に補完関係でもある
- 運用の場面では不妊治療経験のある不妊カップルが養親候補者として想定 されている

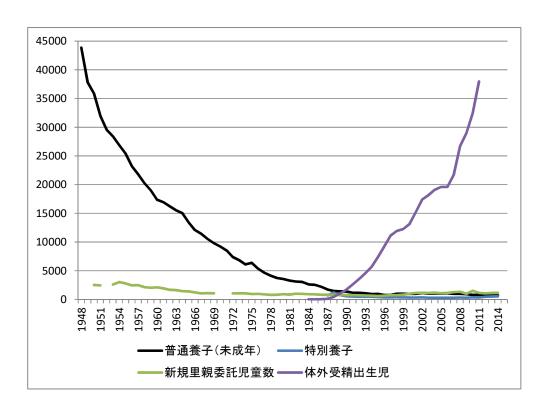
- 各選択肢の組み合わせ・順序には、以下の7通りが考えられる。
 - 不妊→養子縁組
 - 不妊→不妊治療→養子縁組
 - 不妊→里親
 - 不妊→不妊治療→里親
 - 不妊→子どものいない人生
 - 不妊→不妊治療→子どものいない人生
 - 不妊→不妊治療の継続 (→出産)
- 現実にはさらに多様なルート
 - 養子縁組を検討したが、養子縁組が叶わなかったため不妊治療に切り替えた
 - 子どものいない人生をしばらく続けた後に養子縁組や里親を改めて考え選択する事例(野辺 2012b)

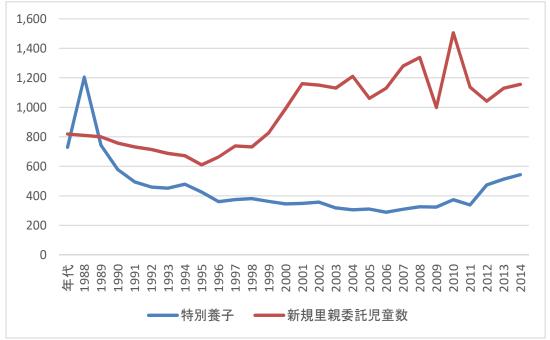


- 「子どもが欲しい」という感情は、社会規範や人間関係も含む非常に複雑な要因から構成されており、さらに「子どもが欲しい」という感情とコストを比較考量することでその感情が変化する(江原・長沖・市野川 2000: 190-1)
- どのような不妊治療を選択するかは、不妊原因や身体の状況にも大きく依存し、不妊治療の内容は、医療側の供給、不妊当事者の経済力など、いくつかの異なる要因で決定される(van Balen 1997)
- 養子縁組や里親に関しては、「通常のフルタイムの仕事を持つ女性にはほとんど里親、養親になる道はない」(竹井 1999)と養親当事者が述べるほど、入口は狭い
- このような状況においては、養子縁組よりも不妊治療の方がアクセシビリティが高くなる(van Balen 1997)

		特別養子縁組	里親制度	不妊治療
運	年齢制限	40~50歳まで	60歳まで	45歳程度まで可能?
		※あっせん団体による		
	かかる金額	公的機関:0円	0円	人工授精約5万円/1回
用		民間機関:団体によって異なる		体外受精約50万円/1回
の		(数百万円の場合もあり)		
条	支給される手当て	なし	あり(里親手当、養育費)	自治体によっては治療に助成金あり
件	婚姻要件	法律婚の夫婦	単身者でも可	法律婚の夫婦、事実婚のカップル
	その他	専業主婦・専業主夫であることなど	里親研修を受ける必要あり	集中した通院
		※自治体・団体によって異なる		







養子縁組が選択/排除されるプロセス

調査期間と調査対象者へのアクセス

- 2008年~2010年の間に、41名にインタヴュー
- 調査対象者は①インターネットを通しての募集、②関連するシンポジウムなどでの直接依頼、③自助グループあるいは知り合いからの紹介、という三つの方法でコンタクト
- 41名中、4名は電話、2名は電子メール、夫婦単位9ケース、夫のみ2ケース、妻 のみ30ケース

理論的サンプリングと調査対象者のプロフィール

- 7つの類型に合致する調査対象者への調査を実行
- 分析対象は子どもが欲しい不妊カップル
- 不妊治療は、体外受精だけではなく人工授精も含む
- 養子縁組のなかには特別養子縁組だけでなく普通養子縁組も含む
- 基本的に実子のいない夫婦

養子縁組を選択した	不妊治療あり		7ケース
	不妊治療なし		11ケース
養子縁組を選択しない	不妊治療あり	不妊治療の継続	7ケース
		子どものいない人生	3ケース
		里親	3ケース
	不妊治療なし	子どものいない人生	5ケース
		里親	5ケース

半構造化面接

- カップルそれぞれの属性(年齢、学歴、職業、居住状況、宗教)、不妊治療経験(経験 の有無、不妊期間、内容)
- ①不妊治療に至った/至らなかった経緯、②不妊治療の内容、③周囲(親族・友人)の 反応、④意識転換の経験があれば、その契機と内容、⑤なぜほかの選択肢を選ばなかっ たのか、については全員に聴取
- 養親になった事例と里親になった事例では⑥子どもを迎えるまでの気持ち、⑦夫婦で話し合ったこと、⑧親族の反応、⑨地域の反応、⑩子どもを迎えてから現在に至るまでの気持ちと経験、⑪告知や子どものルーツ探しへの対応、⑫子どもとのエピソードなどについて時系列に語ってもらった

<u>分析</u>

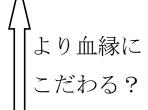
- コードマトリックスを作成
- 養子縁組が選択/排除されるプロセスについては、各選択肢(養親、里親、不妊治療、 子どものいない人生)への意見、選択をめぐる人間関係(夫婦関係、親との関係)、親 子関係に関わる意識などでコードを作成

分析の視点①血縁の程度(強度)による比較の再考

・従来の枠組みに従って、夫婦間の血縁からの偏差というところから以下のように再整理し、各選択肢に至るまでの間にどのような選好と制約やあり、そこでそのような親子関係と血縁に関して意味づけがなされるのかについて再考

表6-4 従来の解釈図式による、夫婦間の血縁からみた類型

	選択肢	
全血縁	夫婦間の不妊治療	
半血縁	第三者の関わる不妊治療(精子提供、卵子提供、胚提供、代理母など)	
非血縁	養子縁組、里親	
無血縁	子どものいない人生	



- 「全血縁」「無血縁」と「非血縁」の比較
 - 血縁関係のある子どもをもつか/もたないかという点で養子縁組と不 妊治療と子どものいない人生に進んだ事例とを比較
- 「半血縁」と「非血縁」の比較
 - 養子縁組と第三者が関わる不妊治療を選択した事例を比
- 「非血縁」内の比較
 - 「非血縁」に分類される養子縁組と里親を比較

分析の視点②解釈資源としての〈血縁〉

- 選択肢が変化するプロセスにおいて、どのような動機の語彙を用いて、自己や関係性をマネジメントするのかに注目
 - 動機の語彙:解釈資源のひとつで、ある行為の正当性を自己と他者に対して 受容させ、理解可能とするために事後的に使用される類型的な語彙
- ここでの関係性とは、当事者とこれから生まれるであろう子どもとの未来の親子関係だけでなく、当事者間の夫婦関係や当事者たちの親との関係も含む
- 不妊当事者が選好や制約との間でどのような選択肢を選び(直し)、 それに対してどのような動機の語彙を用いて自己の選択に対する意味づけ(直し)をおこなっていくのか

結果

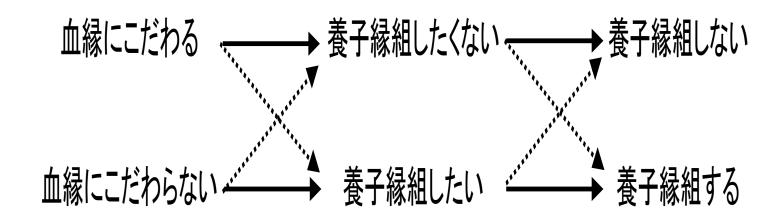
- ①制約により、選択肢が変化するため、最終的に選択した選択 肢と選好は常に一致するわけではない
- ②選好と現実の不一致から生じる認知的不協和を低減するため、 動機の語彙が用いられる
- (③血縁の意味には多様性と多層性がある)
- (④その多様性と多層性は自己と関係性の構築に関わっている)

考察

<u>選択肢が変化するプロセスとその要因</u>

- 行為と意識の対応関係を前提とした先行研究の解釈図式はある面では間 違っていない
- 不妊治療継続者や子どものいない人生に進んだ事例のうち、養子縁組が選択肢にほとんど入っていない事例では、子どもが欲しい理由のうち、「親の血筋を継ぎたい」「親から繋いできた生命を自分のところで止めたくない」「夫の子が欲しい」「出産したい」など、養子縁組や里親では満たせない願望やニーズが強調して語られた(⇒先行研究では、これらの願望やニーズを、「血縁へのこだわり」としてまとめてきた)
- ・従来の不妊当事者に対する意識調査では、不妊当事者が特に遺伝子を親の遺伝子であれ、配偶者の遺伝子であれ、遺伝子を選択の理由として語った事例では、養子縁組がそもそも選択肢としてほとんど意識されていなかった

- •しかし、先行研究の解釈図式では、養子縁組したい(選好がある)のにできなかった事例(例えば、夫婦の意見が一致しなかった、希望する子どもがいなかった、あっせん団体が求める条件に合わなかったなど)、養子縁組をしたくない(選好がない)のにした事例(例えば、親族の圧力に負けて養子縁組したなど)など、選好と選択が一致しない事例が等閑視されてしまう。
- ・本書のインタヴュー調査から、図の点線で示したような事例も存在していることが確認された(排他的・永続的な親子関係を希望し、養子縁組を希望したが、できなかった事例、血縁にはこだわっていないが、専業主婦をもとめる養子縁組の条件が嫌で養子縁組をしようとしない事例など)



- また本書の養親候補者の調査ではいなかったが、周囲の圧力に 負けて養子縁組をする事例もあると考えられる)
- ・さらに「養子縁組する=血縁にこだわらない」「養子縁組しない=血縁にこだわる」という先行研究の解釈図式では、選択の 結果から、当事者の意識を判断するため、不妊治療から養子縁 組に転換するなど、選択が変化する事例が存在することを上手 く分析できなかった

選択の変化と意味づけ直し――遡及的解釈と動機の語彙

- ・従来の研究では、不妊当事者が養子縁組を選択しない理由として、実子や自分の子に対するこだわりがあることが指摘されてきた。ここで挙げられる実子や自分の子とは、夫婦の遺伝子を引き継ぎ、夫婦の生殖によって生まれた子どもを指していた(柘植 2005: 152)。そして、そのような実子や自分の子が求められるのは夫婦の愛の結晶の証しとして必要だからだと解釈されてきた(浅井 1996)
- 養子縁組をした夫婦は実子や自分の子にはこだわっていないのだろうか
- 不妊治療から養子縁組に選択肢を変更する場合は、認知的不協和を低減するため、二種類の意味づけ直しが行われていることがわかった
 - 「もともと実子にそんなにこだわってなかった」という<u>遡及的解釈によって、自己の選択に対して事後的な合理化を図ること</u>
 - 「実子も養子も同じ」「小さい子なら実子と同じ」という動機の語彙を用いること ⇒ 「実子」や「自分の子」という語彙は、子どもとの排他的で非選択的な「運命的なつながり」を表象する語彙

- 本書の調査対象者も実子が持てない状況と実子がほしいという願望の、一見両立しない状況のなかで、「物心つかない頃から育てれば養子も実子と同じである」という動機の語彙を用いて、養子に対する意味づけ直しをしていた
- その局面で、血縁は遺伝子へのこだわりという意味では相対化されるが、一方で血縁関係がなくとも血縁関係がある親子関係と同質の関係、すなわち「運命的なつながり」を感じられるような「血縁なき血縁関係」(樂木 2006)が求められている
- このような意味づけ直しがなされた後は「血縁なき血縁関係」に合致するような子ども(乳幼児)が得られるかどうか、得られない場合は「血縁なき血縁関係」を諦められるかどうかが「養子縁組をする/しない」という選択を規定する制約条件になる

本発表の内容は『養子縁組の社会学』の 第2章および第6章の内容の一部をまとめ たものです。

本発表の引用文献は『養子縁組の社会学』の引用文献を参照ください。



ご清聴ありがとうございました